

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年6月15日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称 鳥取県職員採用PR動画制作業務委託

(2) 業務の内容

鳥取県職員採用PR動画制作業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）の別添1「鳥取県職員採用PR動画制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年12月31日（木）まで

(4) 予算額 金1,194,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は単独事業者とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「映画・ビデオ制作」に登録されている者であること。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年6月22日（月）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより5（2）の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに5（2）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 法人格を有していること。

3 評価方法

企画提案書等の評価は、鳥取県職員採用PR動画制作業務委託プロポーザル審査会において、別添2「鳥取県職員採用PR動画制作業務委託に係るプロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき行う。

4 選定方法

3によりあらかじめ提出された企画提案書等、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて、各審査委員が審査要領に定められた評価基準に基づき審査項目を個別に評価採点す

る。各審査員の内容点の平均点と価格点を合計し、最も高得点を得た者から順位付けする。最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。審査の結果、同点の場合は、審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。

5 手続き等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 人材活用担当
電話0857-26-7034/ファクシミリ0857-26-8140
電子メール jinjikikaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話0857-26-7431

(3) 実施要領及び仕様書等の交付

実施要領及び仕様書等は、本件調達の公告日から令和8年7月24日（金）までの間にインターネットの鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課のホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/329167.htm>) から入手するものとするとともに、希望者には、実施要領3のとおり直接交付する。

6 参加表明書及び提案書の提出

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和8年6月30日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までに、実施要領の4（1）に掲げる有効な提出書類を実施要領の13の場所に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により提出期限までに必着のこととする。持参による場合を除き、実施要領の13の場所に事前に電話連絡すること。

(2) 企画提案書の提出

上記（1）に掲げる有効な参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、令和8年7月24日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに実施要領の6（1）に記載する企画提案書等を作成の上、実施要領の13の場所に持参又は郵送により提出すること。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により提出期限までに必着のこととし、併せて実施要領の13の場所に事前に電話連絡すること。

7 企画提案のプレゼンテーションの実施

(1) 予定時期

令和8年8月上旬～中旬（予定）

(2) 場所

鳥取県庁内会議室（予定）

(3) プレゼンテーション持ち時間 20分以内（厳守）

なお、プレゼンテーション終了後に、審査委員からの質問時間を10分程度設ける。

(4) その他

- ア 正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。
- イ 企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。
- ウ 情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合には、別途参加表明者に通知する。

8 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。
協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

(1) 提案書の無効

- ア 2の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。
- イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。
- ウ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- エ 審査の公平性を害する行為があった場合。

(2) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

- ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、仕様書のとおりとする。
- イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 企画提案書の取扱い

- ア 提出された書類は原則として返却しない。
- イ 入札参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。
- ウ 提出された書類は入札参加者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) その他

詳細は、実施要領による。